

第2期身延町教育大綱
第2期身延町教育振興プラン
(案)



平成31年4月

身 延 町
身延町教育委員会

身延町教育大綱

はじめに

町は、「安らぎと 活力ある ひらかれたまち」を将来像に掲げ「第2次身延町総合計画」により、町民の皆様が将来に向かって安心して暮らせるまちづくりを一步一步着実に進め、「生まれてよかった」「育ってよかった」「住んでよかった」と思っただけのような、町民優先を尊重し、取り組んでおります。

教育の振興につきましても、人口減少と著しい少子高齢化、本格的なICT社会の到来やグローバル化の進展などの社会の変化を的確にとらえ、このような状況に柔軟に対応した教育環境の整備や子育て支援制度の充実などを図り、『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』を基本理念に多様な個性や能力を育み希望に満ちた次代を担う人づくりを進めてまいります。

そこで、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策「第2期身延町教育大綱」をここにお示しします。

施策の実施にあたりましては、教育委員会と連携し、国や県、関係団体と協働するとともに、何より町民の皆様の積極的な参画とご支援をいただきながら取り組んで参ります。

身延町長 望 月 幹 也

○ 大綱の位置づけ

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、総合教育会議の場で町長と教育委員会が協議を行ったうえで町長が定めたものです。

また、大綱において定める本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針については、教育基本法第17条第2項に基づき策定する「身延町教育振興プラン」を位置付けることとします。

○ 大綱の計画期間

計画期間は、平成31年4月から令和6年3月までの5年間とします。

○ 教育大綱

教育振興の基本理念である『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』の達成に向けて第2期身延町教育大綱を次のとおり示します。

- 1、一人一人が夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育て、グローバル社会に活躍する人財を育成します。
- 2、生涯にわたり知識や技能、技術等を学び、人生の可能性を広げ、学んだことを生かして活躍できる人を育てます。
- 3、生涯にわたってたくましく生きるため、体力の向上や健康づくりを推進します。
- 4、地域ぐるみで青少年健全育成に取り組み、社会の絆を大切に思う次代を担う青少年を育成します。
- 5、心を癒し情操を豊かに育む文化・芸術に親しむ機会を通じ、個性や能力を引き出し育てます。
- 6、貴重な遺産を大切に保護して次代へ継承し、郷土を学び、郷土を愛し、地域文化を育む人財を育成します。
- 7、幼児期からの教育の充実に努め、成長段階において地域社会や街づくりへの関心を深め、町の将来を支える人財を育てます。

※「人財」とは、町民は町の宝であるという考え方から「人材」を「人財」としてしています。

第2期

身延町教育振興プラン

～ 明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり ～

I 身延町教育振興プランの策定にあたって

1 身延町教育振興プランの趣旨

身延町教育委員会では、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、平成27年9月に身延町教育振興プラン（以下「第1期プラン」という。）を策定し、『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』を基本理念に掲げ、3つの基本目標と6つの基本方針を定め、様々な施策に取り組んできました。

平成27年11月には、身延町総合教育会議において、町長と教育委員会が協議・調整した結果、第1期プランの“目標”や施策の理念となる“方針”が教育大綱に位置付けられるとし、第1期プランを身延町教育大綱に代えることとしました。

国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画が策定され、山梨県においても、令和元年6月に山梨県教育振興基本計画が策定されています。

社会状況を見渡すと、国際的にも様々な分野における急速な技術革新やグローバル化の進展が加速しており、国内では人口の一極集中化、地域間格差の拡大に歯止めが効かず、社会構造が一層複雑化しています。地域に目を向けると、地域コミュニティの衰退、子どもへの貧困の連鎖、教職員の長時間勤務など、諸課題が山積しています。

こうした社会の急速な変化や諸問題に対応するため、一人ひとりの多様な個性・能力を育み活かし、他者と協働し、「ふるさと・みのぶ」の新たな価値を拓くことができる人づくりを目指すことは大切であり、教育の果たす役割は大変重要であります。

身延町教育委員会では、第1期プランが平成30年度末に終了することから、平成31年度を初年度とする「第2期身延町教育振興プラン」（以下「第2期プラン」）を策定するものです。

第2期プランは、第1期プランにおいて掲げた基本理念及び基本目標を引き継ぎ、教育を取り巻く動向や第二次身延町総合計画を踏まえ、国や県の第3期教育振興基本計画を参酌しながら、平成31年4月から令和6年3月までの5年間に取り組むべき施策を明らかにし、本町の教育の一層の推進を図ります。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 教育振興プランの位置づけ

第2期プランは、教育基本法第17条第2項に定める「教育振興基本計画」に位置付け、国の「第3期教育振興基本計画」や山梨県の「山梨県教育振興基本計画」を参酌し、さらには「第2次身延町総合計画」との整合性を図り、本町の実情に応じた教育振興のための施策に関する基本的な計画とします。

3 計画期間

平成31年4月から令和6年3月までの5年間とします。

II 教育振興プランの構成と内容

1 基本理念

～ 明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり ～

一人ひとりの多様な個性・能力を育み活かし、他者と協働し「ふるさと・みのぶ」の新たな価値を拓くことができる人づくりを目指します。

2 基本目標

○ 他者を思いやり、社会の絆を大切にする人づくり

人々が主体的に社会に参画し、支え合う「互助・共助」の在り方の重要性を認識し、他者を思いやり、社会の絆を大切にする人づくりを進めます。

○ 自ら学び、考え、行動する創造性豊かな明日を担う人づくり

各自が生涯にわたって自己の能力の可能性を最大限に高め、様々な人々と協調・協働しつつ、自己実現と社会貢献ができるよう、自ら学び、考え、行動する創造性豊かな明日を担う人づくりを進めます。

○ 郷土を学び、郷土を愛し、地域文化を育む人づくり

豊かな自然遺産や多様な文化遺産を町民共有の財産として大切に保護し、次世代に継承するとともに、郷土への理解を深め、歴史と文化を感じることができるよう、郷土を学び、郷土を愛し、地域文化を育む人づくりを進めます。

3 基本方針

基本理念『明日の「ふるさと・みのぶ」を担う人づくり』の達成に向けた取り組みを推進します。

- 1 学校施設の計画的な整備と教育環境の充実を図ります。また、学校運営への地域住民の参画や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して児童生徒を育む環境づくりを進めます。
児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化や地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上とともに、豊かな心や健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てます。
- 2 生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主的活動を促す情報と学習機会の提供を図り、幅広い世代における様々な生涯学習活動を支援、推進します。
- 3 スポーツ施設の維持管理を進め、施設の利用状況、老朽化等を勘案し適正な施設配置を図ります。また、生涯にわたる健康づくりのため、町民一人いちスポーツの普及やスポーツ団体の活動支援の推進、運動を楽しみながら体力づくりのできる施設の整備検討にも努めます。
- 4 次代を担う青少年を地域ぐるみで育て、育むため、ボランティア活動など地域や事業体との連携した活動を促進し、青少年の社会参画を進めます。
- 5 芸術文化の振興体制を充実し、芸術文化事業への町民参画、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。
- 6 本町固有の貴重な歴史文化、自然遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と地域資源としてその有効活用を図ります。

4 基本方針への取り組み

【基本方針1】

学校施設の計画的な整備と教育環境の充実を図ります。また、学校運営への地域住民の参画や地域教育資源の積極的活用など、家庭・地域・学校が協働して児童生徒を育む環境づくりを進めます。

児童生徒の個性を尊重した教育、社会の変化や地域課題などに対応した教育を推進するほか、確かな学力の向上とともに、豊かな心や健やかな体を育み、「生きる力」を身に付けた児童生徒を育てます。

(1) 学校教育環境の整備充実

① 学校施設等の整備

- ・児童生徒が安全・安心で継続的に学校施設を利用できるよう、身延町立学校施設整備計画に基づき、身延中学校は下山地域へ移転改築（新築）を進め、身延清稜小学校、下山小学校及び身延小学校の校舎等は大規模改修などにより長寿命化を図り、学校給食センターは1ヶ所に集約再配置（新築）します。
- ・学校施設は、災害発生時に地域の応急避難場所として利用される重要な役割を担うため、防災機能を備えた施設整備を進めます。
- ・防災・防犯などの安全性を備えた施設環境の整備とともに、学習環境に配慮した施設整備を図ります。
- ・教育内容の多様化や情報化の進展等に合わせ、学校施設の高機能・多機能な施設環境の整備に努めます。
- ・ICT環境の整備を進め、設備・備品の整備充実を進めます。

② 安全・安心な学校づくりの推進

- ・自然災害への対処や不審者による犯罪、交通事故の防止等のため、通学路の安全点検、要注意個所の把握と関係者への周知徹底を図ります。
- ・不審者情報、有害獣の出没情報、道路交通情報等については、保護者、地域の関係団体等の間で迅速な情報共有が行われるよう取り組みます。
- ・児童生徒に危険予測及び危険回避能力を身に付けさせ、安全・安心な教育環境の確保に努めます。
- ・学校防災計画の充実を図り、災害時の連絡体制など学校の危機管理体制等の充実に努めます。
- ・避難所となる学校施設の円滑な運営のため、関係機関による連絡会議等を開催し、体制整備を図ります。

③ 通学支援の充実

- ・各学校や地域の実情に応じて、児童生徒が安全に通学できるよう通学支援の充実に努めます。
- ・スクールバス利用対象者の範囲を拡大することについて検討します。
- ・町営バス、その他の公共交通機関等を併用するなど効率的な通学支援の在り方について検討します。

④ 就学支援の充実

- ・学校給食費全額補助、修学旅行費全額補助、校外学習費への補助、入学支度金の支給、補助教材費の公費負担など教育費の保護者負担軽減を引き続き実施していきます。
- ・準要保護制度の充実と児童生徒の貧困対策を推進します。

⑤ 地域と連携する学校運営の確立

- ・「学校運営協議会制度」（コミュニティスクール）や「地域学校協働本部」などの導入を検討しながら、地域と学校の協働関係の構築に努めます。
- ・学校評議員制度の充実、地域の人財や地域資源を活用した体験学習や職場体験などを通じて、学校運営への地域住民の参画を進めるとともに、家庭・地域・学校の連携を一層強化し、地域ぐるみで児童生徒を育む環境づくりを進めます。

⑥ 教職員の多忙化改善の推進

- ・教職員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、教職員の多忙化改善に向けた対策を推進します。
- ・事務負担軽減のため、ICT活用による校務処理改善を推進します。
- ・部活動に外部人材の積極的な活用を進めます。
- ・教職員の負担軽減のため、各学校に学校用務員を引き続き配置します。

(2) 学校教育内容の充実

① 学力の向上

- ・児童生徒に基礎的・基本的な知識、技能と思考力、判断力、表現力等の確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実に努めます。
- ・新学習指導要領への確かな対応ができるよう教材整備を進め、学習支援体制の充実に努めます。

- ・学力向上のため、土曜日や長期休業等を活用し、児童生徒の学習支援の一層の充実を図ります。

② 教員の指導力の向上

- ・教職に対する責任感、探究力、自主的に学び続ける力の向上を目指します。
- ・教員の資質能力やICT教育などの実践的指導力の向上を図ります。

③ 体験的地域学習の展開

- ・生命や自然を大切にする心や他者を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、様々な体験活動の充実に取り組みます。
- ・地域環境や地域資源を教材に、地域の人財を活用した郷土学習、産業等の体験学習の充実に努めます。

④ 現代的教育課題への対応

- ・町内保育所（園）において英語教室を実施している現状を踏まえ、小学校入学後も引き続き積極的に英語に触れる機会が確保できるよう、英語指導助手の活用による外国語教育の更なる充実を図ります。
- ・実用英語技能検定の受験に要する費用を助成することで、児童生徒の英語力向上を図ります。
- ・情報教育、道徳教育、人権教育、福祉教育、環境教育、国際理解教育、命を守る教育、主権者教育、消費者教育など、現代的な課題に対応した教育を推進します。

⑤ 高度情報化への対応と活用

- ・情報活用能力の向上と情報化の進展に伴う様々な課題に対応するとともに、情報モラルを身に付けるための学習活動を推進します。
- ・教員のICT機器を活用する能力及びICT機器を活用した指導力の向上を図ります。
- ・プログラミング教育を通して、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができる体験をさせるなど、「プログラミング的思考」を育成します。

⑥ 特別支援教育の充実

- ・特別支援教育支援員の配置により、児童生徒一人ひとりの特性に向き合い、持てる力を高め、生活や学習上の困難さの改善を目指した適切な教育的支援を進めます。

- ・障害のある児童生徒への支援については、個々の障害に応じた特別支援学級の設置等必要な措置を講じます。
- ・障害のある児童生徒への一貫した支援を行うため、関係機関との連携を図ります。

⑦ 連携型中高一貫教育の推進

- ・中高6年間の一貫したキャリア教育を通じ、確かな学力と豊かな人間性を育み、地域と協働して次代を担う人財を育成します。

⑧ きめ細かな指導体制の充実

- ・児童生徒へのきめ細かな指導の充実を図るため、県では1クラス25人を基本とする少人数学級編制を計画的・段階的に導入することを検討しています。県の状況を把握しながら、少人数学級編制の受入れ体制を整えるとともに、各学校の児童生徒及び学校運営の状況を勘案し、町単教諭の配置に努めます。
- ・図書館教育の一層の充実のため、各学校に学校司書を引き続き配置します。

⑨ 異校種間連携の強化

- ・保育所（園）、小学校、中学校、高校等の連携を強化し、情報等の共有をより緊密にすることにより、きめ細かい就学指導体制の確立に努めます。

(3)健康な児童生徒の育成

① 生きる力の育成といのちの大切さを教える取り組み

- ・児童生徒一人ひとりに生きる力を確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を養うとともに、体系的・系統的なキャリア教育の一層の充実と、社会人・職業人としての資質や意識の向上を図ります。
- ・家庭・地域・学校が連携しながら、一人ひとりが自分自身を大切にするとともに、他者への思いやりといのちを大切にすることを児童生徒の育成に努めます。

② 相談体制の充実

- ・いじめや不登校への早期対応、様々な悩みを抱える児童生徒など、教育相談を必要とする児童生徒が適切な教育相談等を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用など、教育相談体制の整備を図ります。
- ・いじめ、児童生徒への虐待行為、体罰などの実態把握に努めるとともに、未

然防止策の充実を図ります。

- ・経済的支援を必要とする児童生徒に対し、関係機関と連携し相談体制の充実に努めます。
- ・不登校児童生徒への教育機会の確保のため、適応指導教室の充実を図ります。

③ 健康管理体制の充実

- ・学校保健に係る教員の資質・能力の向上を図るとともに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師などの協力を得ながら体系的な保健教育を推進します。
- ・学校保健委員会の設置率の向上を目指し、学校、家庭及び地域の医療機関等との連携による保健管理を充実します。

④ 食育の推進

- ・地産地消の推進、安全・安心な食材の確保、伝統食などを取り入れた給食内容の充実と衛生管理の徹底を図ります。
- ・学校・家庭・地域の連携を図り、子どもの時から望ましい食習慣を身に付ける食育を推進します。
- ・学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図ります。
- ・給食への異物混入の未然防止と事故発生後の対応の徹底を図ります。

【基本方針 2】

生涯学習の推進体制と学習拠点を整え、自主的活動を促す情報と学習機会の提供を図り、幅広い世代における様々な生涯学習活動を支援、推進します。

(1)生涯学習推進体制の強化

① 学習指導者等の育成・支援

- ・生涯学習活動の牽引者となる指導者や活動に携わるボランティアグループの育成・支援に努めます。

② 学習団体への支援

- ・自発的意志により学習活動をしている団体は生涯学習に不可欠であり、これらの団体などの自主的活動を促進し、可能な範囲において支援を行います。

(2)生涯学習情報の整備・提供

① 学習情報の整備

- ・地域に関わる資料の収集・整理・保存を推進し、デジタル化によるウェブサイト上での情報提供を行うことにより、学習活動への活用を図るなど、すべての人がふるさとを知るための学びの支援に努めます。

② 学習情報の提供

- ・身近なところで生涯学習に取り組めるように、公民館、町内の学習団体及び個人に学習機会や学習指導者等の情報提供に努めます。

(3)生涯学習機能の整備

① 学習施設の機能充実

- ・町民相互及び町外との交流拠点として、また、多様な学習の場として生涯学習施設、公民館施設等の機能充実を進めるとともに、施設間のネットワーク体制の充実を進めます。

② 図書館機能の充実

- ・町の情報拠点となる身延町立図書館では、その機能整備を進めるとともに、職員の資質向上、公民館・学校図書室等とのネットワーク化の更なる推進を図ります。また、読書活動の推進はもとより、人々の多様な生涯学習への意欲を全年齢に渡ってサポートするため、地域に係わる資料を含む図書資料の収集・保存や各種講座の開催等、サービスの内容とその提供体制をより一層充実させていきます。

③ 施設開放及び利用の利便化

- ・学校教育施設の地域開放を進めるとともに、地域情報化と連携した施設利用など利便性を高めるための予約・閲覧システムを構築できるよう努めます。

(4)生涯学習施設管理・運営の充実

① 学習施設管理体制の充実

- ・公民館分館の自主運営化を促進するとともに、生涯学習施設の目的に応じて、

運営管理体制の最適化に取り組みます。

(5)生涯学習活動等の支援

① 学習機会の提供

- ・だれもが興味と必要性に応じた学習プログラムに参加できるよう各種の学習事業を開催し、生涯学習への意識高揚を図ります。また、長年培った優れた経験・知識・技術等の成果をいかし、身近な講師が企画した自主企画講座を設定し、あらゆる学習機会が提供できるよう努めます。

② 地域資源をいかす学習

- ・甲斐黄金村・湯之奥金山博物館、なかとみ和紙の里等を町民の生涯学習拠点として効果的に活用するとともに、これら施設や地域資源を教材とする学習プログラムの企画を進めます。

③ 放課後学習活動の充実

- ・平日における放課後の時間を利用した「放課後こども教室」について検討・協議し、学校や放課後児童クラブとの連携を目指します。

④ 家庭教育支援の推進

- ・家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、関係機関と連携し学習の場の提供や交流、相談など家庭教育支援体制の強化に努めます。

【基本方針3】

スポーツ施設の維持管理を進め、施設の利用状況、老朽化等を勘案し適正な施設配置を図ります。また、生涯にわたる健康づくりのため、町民一人いちスポーツの普及やスポーツ団体の活動支援の推進、運動を楽しみながら体力づくりのできる施設の整備検討にも努めます。

(1)スポーツ施設の活用・整備

① スポーツ施設等の充実整備

- ・社会体育施設の適正な維持管理に努め、現在多数ある施設の利用状況・老朽

化等を勘案し、適正な施設配置を図り、照明のLED化など恒久的に利便性を充実させていきます。

また、生涯にわたる健康づくりの一役を担うべく、関係各課と調整を図りながら、スポーツジム、レッススタジオ等を兼ね備えた複合日帰り温泉施設の整備検討をします。

② スポーツ施設の有効利用

- ・施設の有効利用と見直しを進め、幅広い活用に向け調査研究します。

(2)スポーツ指導者の育成・確保

① 指導者の育成

- ・スポーツ推進員の育成を図るとともに、各種の指導者の育成や資質の向上を進めます。

② 指導者の確保

- ・各種スポーツ・レクリエーション指導者について幅広い人材を確保するスポーツ指導者バンクの活用など、指導者の発掘、後継者の養成に取り組みます。

(3)スポーツ活動への支援

① スポーツ教室の開催促進

- ・生涯スポーツ振興のため、部活動支援のための各種スポーツ教室の開催を主催・支援し、町民一人いちスポーツなどの普及を促進します。

② 競技スポーツの振興

- ・体育協会の活性化を図り、各種競技の指導レベルの向上、各種大会への出場奨励や大会誘致を進め、競技スポーツの振興に努めます。

③ スポーツ少年団等への支援推進

- ・町内において活動しているスポーツ少年団やクラブチーム(中学生)に対し、その育成を図り、支援していきます。

④ 総合型地域スポーツクラブの設立・育成

- ・だれもが生涯を通じてスポーツを楽しみ、健康づくりを進める生涯スポーツ活動の実現に向け、各年代層のスポーツ活動を支援する総合型地域スポーツクラブの設立・育成に取り組みます。

【基本方針4】

次代を担う青少年を地域ぐるみで育て、育むため、ボランティア活動など地域や事業体との連携した活動を促進し、青少年の社会参画を進めます。

(1)青少年育成推進体制の強化

① 青少年育成組織の強化

- ・家庭・地域・学校等と連携し、子育て支援対策など、青少年の健全育成を図り、総合的な施策を効果的に推進するため、青少年総合対策本部並びに青少年育成身延町民会議の連携を強化します。

② 相談体制の充実

- ・小中学校、高校との情報共有、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し教育や学校生活相談など、相談体制を充実し問題の早期発見、対応に努めます。

③ 青少年育成団体の活性化

- ・青少年育成活動を円滑に推進するため、育成会・子どもクラブなどの団体への支援を推進します。

(2)青少年育成活動の推進

① 社会参画・交流機会の拡充

- ・育成会・子どもクラブ活動を支援するとともに、青少年の自立心を育て、社会性を養うボランティア活動など社会参画を促進します。また、コミュニティ活動や公民館活動との連携、各世代が一緒に参加できる活動を促進します。

② 地域環境の浄化

- ・有害な環境の浄化活動、声かけ運動、見守り隊など、地域ぐるみで青少年の非行防止に努めます。

③ 体験活動の拡充

- ・本町の多様な自然や歴史文化資源を活用して、関係機関と連携しながら、本町ならではの青少年期における体験活動をつくり出していきます。

【基本方針5】

芸術文化の振興体制を充実し、芸術文化事業への町民参画、芸術文化を通じた幅広い交流活動を促進します。

(1)文化振興体制の充実

① 活動団体の支援

- ・身延町文化協会及び各種文化団体のグループ相互の交流、指導者の養成など、活動団体の充実を図ります。

② 文化施設の管理体制等強化と充実

- ・文化施設の管理及び機能整備について、指定管理者制度導入の検討も含め事業の充実と管理運営体制の強化及び効率化を図ります。

③ 文化による情報発信

- ・観光や交流事業等と連携し、文化イベントを企画してその情報を発信します。

(2)芸術文化活動の推進

① 鑑賞・発表機会の充実

- ・優れた芸術文化に触れ、体験し、交流する機会の充実を図るとともに、文化祭、芸術企画展など文化団体・グループの活動の発表機会を充実します。

② 文化事業の推進

- ・文化団体及び文化施設による自主事業を推進します。

③ 文化芸術サポーターの育成

- ・芸術文化事業の企画段階からの町民参画を図るとともに、事業実施を支えるサポーター及びボランティアスタッフを育成します。

④ 地域文化活動の支援

- ・文化保存活動に取り組んでいる組織など地域づくり団体との連携を深め、地域に根ざした文化活動を支援していきます。

【基本方針6】

本町固有の貴重な歴史文化、自然遺産の調査と適切な保護・保全、継承に努め、町の誇りとしての情報発信と地域資源としてその有効活用を図ります。

(1)文化財の保護と活用

① 文化財調査・保護活動の促進

- ・歴史文化、自然遺産の調査研究、指定文化財の保護・保全対策、文化財指定と公開を進めるとともに、地域住民による保護活動を促進します。

② 文化財の活用

- ・文化財等の紹介冊子やマップの作成、分かりやすい誘導案内標識の設置を図り、フィールドミュージアム機能整備の一環となるウォーキングコースづくりを進めます。

③ 専門的人財の確保・育成

- ・文化財保護等の専門的人財の確保・育成や文化財保護審議会の活動の促進を図ります。

④ 博物館ネットワークとの連携

- ・甲斐ミュージアムネットワークと連携した企画展示やイベントを推進します。

(2)地域文化の継承と育成

① 郷土芸能等の伝承

- ・郷土芸能や伝統技術等の伝承のため記録を保存し、継承事業を支援します。

② 伝統文化の掘り起こし

- ・地域コミュニティ活動と連携した伝統行事など地域固有の伝統文化の掘り

起こしと継承を支援します。

③ 文化をいかした地域づくり

- ・本町の歴史文化、自然遺産を活用する学習教室などの開催、県内の博物館等と連携したイベント・体験事業を推進し、町民の郷土学習の場を拡大するとともに、インバウンド対策など観光関係機関との連携を深め、町への誘客促進を図ります。

④ 人財の育成

- ・身延歴史文化ガイドなどの人財育成を図り、郷土学習や観光への活用を促進します。

⑤ 歴史文化資料の蓄積・情報提供

- ・古文書など歴史文化資料のデジタル化とウェブサイトによる情報提供を進めます。

⑥ 民俗資料の収集・保存

- ・民具など民俗資料の収集を進めながら、展示・保存方法を検討していきます。

子育てしやすいまちへ

身延町独自の施策で
「学校教育環境」
「子育て支援制度」が
充実しています！

「生まれてよかった」

「育てよかった」

「住んでよかった」

と 思える町

身延町



この第2期身延町教育大綱・第2期身延町教育振興プランは、「教育基本法」「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、「第3期教育振興基本計画」「山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）」を参酌し、令和元年7月29日の身延町教育総合会議において、平成31年4月から令和6年3月の5年間で計画期間として策定しました。